

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和元年10月8日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名 世田谷区障害者就労支援事業（しごとねっと）運営委託

(2) 事業内容

- ①就労支援業務
- ②生活支援業務
- ③地域開拓促進に係る支援
- ④医療機関との連携の強化
- ⑤区内障害者就労支援センターの取りまとめ
- ⑥企業への還元

(3) 履行期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

※履行状況が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和3年～6年度についても新たな契約を結ぶことを認める。なお、契約は単年度とする。

2 参加資格

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等、法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 世田谷区から現に入札参加禁止及び指名停止を受けていない者であること。
- (4) 精神障害者の雇用・就業に係る支援の実績があること。
- (5) 本事業を円滑に遂行できる人的能力及び財務能力を有しており、税の延滞のないこと。
- (6) 選定委員が役員、理事等を務めていないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格参加の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

下記の項目について、事業実施の適格性・確実性をふまえ採点方式で評価する。

(1) 法人に関すること

- ・法人の理念および地域福祉に関する考え方
- ・法人の事業実績

- (2) 事業運営に関する考え方
 - ・今後の障害者就労支援のありかた
- (3) 個別の事業内容に対する事業計画
 - ・利用者の就労面の支援に関すること
 - ・利用者の生活面の支援に関すること
 - ・地域開拓促進に係る支援に関すること
 - ・医療機関との連携の強化に関すること
 - ・区内障害者就労支援センターの取りまとめに関すること
 - ・企業への還元に関すること
- (4) 職員採用、人材育成
 - ・職員配置計画
 - ・センター長（予定者）の職歴・技能等
 - ・人材の育成と活用
- (5) 危機管理・権利擁護
 - ・安全対策、個人情報保護
 - ・苦情対応・解決、サービスの質の向上
- (6) その他
 - ・収支計画
 - ・独自の提案、特にPRしたい点など

5 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21 番27 号
世田谷区障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
電話03-5432-2425 ファクシミリ03-5432-3021
メールsea02084@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書交付の期間及び方法

①期間 令和元年10月8日（火）～10月23日（水）17時まで

②方法 上記担当課での手渡し（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時）、
区のホームページからのダウンロード

※ホームページ掲載箇所

世田谷区ホームページ>福祉・健康>障害のある方>障害のある方の就労

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

①期限 令和元年10月23日（水）17時まで

②場所 上記担当課

③方法 直接持参すること（郵送不可）

※受付時間は9時～17時とする。ただし、土・日曜日、祝日を除く。

(4) 質問の受付

- ①期間 令和元年10月25日(金)～11月1日(金) 17時まで
- ②方法 上記担当課への電子メールによる
- ③回答 令和元年11月8日(金) 招請通知者すべてにメールで回答

(5) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 令和元年11月22日(金) 正午まで
- ②場所 上記担当課
- ③方法 直接持参すること(郵送不可)

※受付時間は9時～17時とする(最終日は正午まで)。ただし、土・日曜日、祝日を除く。なお、提出に当たっては事前に電話で担当者に予約をとること。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約者の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、6(1)と同じ。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (8) 提案者からの提出物は世田谷の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。
- (9) 詳細は説明書による。
- (10) 本案件は、令和2年度の提案限度額を28,960,510円としております。区との契約では単年度で予定価格2000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となります。
詳細は別紙をご確認ください。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
(1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
(2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)
3. 告示額
次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象
予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)
3. 閲覧場所(契約内容によって取扱い窓口が異なります。)
(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約
(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

平成31年3月27日告示による

(適用対象は平成31年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(平成31年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,572円	25	土木一般世話役	2,614円
2	普通作業員	2,242円	26	高級船員	3,092円
3	軽作業員	1,605円	27	普通船員	2,444円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,304円
5	法面工	2,848円	29	潜水連絡員	2,965円
6	とび工	2,869円	30	潜水送気員	2,944円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,739円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,731円
10	鉄筋工	2,890円	34	大工	2,689円
11	鉄骨工	2,699円	35	左官	2,901円
12	塗装工	2,965円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,177円	37	はつり工	2,635円
14	運転手(特殊)	2,529円	38	防水工	3,145円
15	運転手(一般)	2,094円	39	板金工	2,922円
16	潜かん工	3,156円	41	サッシ工	2,689円
17	潜かん世話役	3,730円	43	内装工	2,901円
18	さく岩工	3,145円	44	ガラス工	2,614円
19	トンネル特殊工	3,092円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,550円	47	保温工	2,402円
21	トンネル世話役	3,432円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,156円	50	交通誘導員A	1,615円
23	橋りょう塗装工	3,273円	51	交通誘導員B	1,403円
24	橋りょう世話役	3,613円	52	上記以外の職種	1,070円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間当たり1,322円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間当たり1,070円